特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について-の一部改正について

令和5年11月1日

標記運用要領について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字下線が修正部分

該当ページ			租 行				改正後			
領)	改当门	ታፓር 1 J				以正夜				
P8	8行目	○ 日本語能力を証明する書類を追完する場合には、各試験の実施時期と確認書類の発行時期に留意し、期限までに追完する必要があります。各試験の実施時期と確認書類の発行時期は以下の表の通りです。(国・地域によって実施回数は異なりますので、詳しくは各試験のHPを参照下さい。)				○ 日本語能力を証明する書類を追完する場合には、各試験の実施時期と確認書類の発行時期に留意し、期限までに追完する必要があります。各試験の実施時期と確認書類の発行時期は以下の表の通りです。(国・地域によって実施回数は異なりますので、詳しくは各試験のHPを参照下さい。)				
		試験の種類	試験実施時期	確認書類の発 行時期		試験の種類	試験実施時期	確認書類の発 行時期		
		日本語能力試	7月(第1回)、	(受験地が国内		日本語能力試	7月(第1回)、	(受験地が国内		
	(改正版要 領)	(改正版要 該当行 領)	(改正版要 領) 該当行 (可) (日本語能力を 施時期と確認書 要があります。各 の表の通りです。 詳しくは各試験の 試験の種類	(改正版要 該当行 現行 領) ○ 日本語能力を証明する書類を追言 施時期と確認書類の発行時期に留 要があります。各試験の実施時期との表の通りです。(国・地域によって 詳しくは各試験のHPを参照下さい。 試験の種類 試験実施時期 日本語能力試 7月(第1回)、	(改正版要 該当行 現行	(改正版要 額当行 現行 現行 (改正版要 領)	現行 領) 現行 現行 (改正版要 領) 日本語能力を証明する書類を追完する場合には、各試験の実施時期と確認書類の発行時期に留意し、期限までに追完する必要があります。各試験の実施時期と確認書類の発行時期は以下の表の通りです。(国・地域によって実施回数は異なりますので、詳しくは各試験のHPを参照下さい。) 詳しくは各試験のHPを参照下さい。) 試験の種類 試験実施時期 確認書類の発行時期 日本語能力試 7月(第1回)、(受験地が国内 日本語能力試	(改正版要 領)	では、	

			1				
		9月上旬(第1				9月上旬(第1	
		回)、				回)、	
		2月上旬(第2				2月上旬(第2	
		回)				回)	
		(受験地が海外				(受験地が海外	
		の場合)				の場合)	
		10 月上旬(第1				10 月上旬(第1	
		回)、				回)、	
		3月上旬(第2				3月上旬(第2	
		回)				回)	
J. TEST実用	1月、3月、5	試験実施日の		J. TEST実用	1月、3月、5	試験実施日の	
日本語検定	月、7月、9月、	約1か月後		日本語検定	月、7月、9月、	約1か月後	
	11 月				11 月		
日本語NATー	2月、4月、6	試験実施日から		日本語NATー	2月、4月、6	試験実施日から	
TEST	月、8月、10	3週間以内		TEST	月、8月、10	3週間以内	
	月、12月				月、12月		
介護日本語能	2月、6月、10	試験実施日から		介護日本語能	3月、7月、11	試験実施日から	
カテスト	<u>月</u>	約2週間後		カテスト	<u>月</u>	約4週間後	
国際交流基金	概ね各月	試験実施日から		国際交流基金	概ね各月	試験実施日から	
日本語基礎テ		5営業日以内		日本語基礎テ		5営業日以内	
スト				スト			

	介護参考 様式第8号 (告示第2 条及び第3 条関係)	(注意)	1 ③は、②に記載した種別コードに対応する施設・事業の指定等を受けた行政庁を記載すること	1 ③は、②に記載した種別コードに対応する施設・事業の指定等を受けた行政庁を記載すること
2			2 ⑤は、常勤換算方法により算出するものではなく、他職種と同様、 継続的に雇用されている職員であって、介護等を主たる業務とする 者を事業所ごとに算出した数を記載すること。	2 ⑤は、常勤換算方法により算出するものではなく、他職種と同様、 継続的に雇用されている職員であって、介護等を主たる業務とする 者を事業所ごとに算出した数を記載すること。
2			3 ⑥に記載した人数分の技能実習指導員の履歴書 <u>(参考様式第1-4号)、技能実習指導員の</u> 就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-5号) <u>及び技能実習指導員の常勤性が確認できる書類</u> を添付すること。	3 ⑥に記載した人数分の技能実習指導員の履歴書 <u>並びに</u> 就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-5号)を添付すること。